

湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による湯前町への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光PR、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の（１）から（５）の要件に全て適合していること、又は（６）に適合していること。ただし、本町及び取りまとめ業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- （１）各種法、規則、条例等に沿った生産、製造を行っていること。
- （２）申込み時に町税等の滞納がないこと。
- （３）本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が町内にある企業または個人事業所であること。
- （４）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- （５）電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。
- （６）その他、町長が特に認めた事業所であること。

3 募集する商品（お礼品）

- （１）次のアからエの条件を全て満たしている商品等であること、又はオを満たしている商品等であること。

ア 湯前町の魅力が体感できる商品や本町のPRにつながる要素を持った商品であること。

イ 町内で生産、製造、加工されているもの、又は町内の原材料を使用しているもの、若しくは本町と関係性が深いもの、いずれかに該当していること。

ウ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。

エ 飲食物の場合は、出荷後５日程度の賞味期限が保障されるもの。

オ その他、町長が特に認めた商品であること。

- （２）次の２１の価格区分

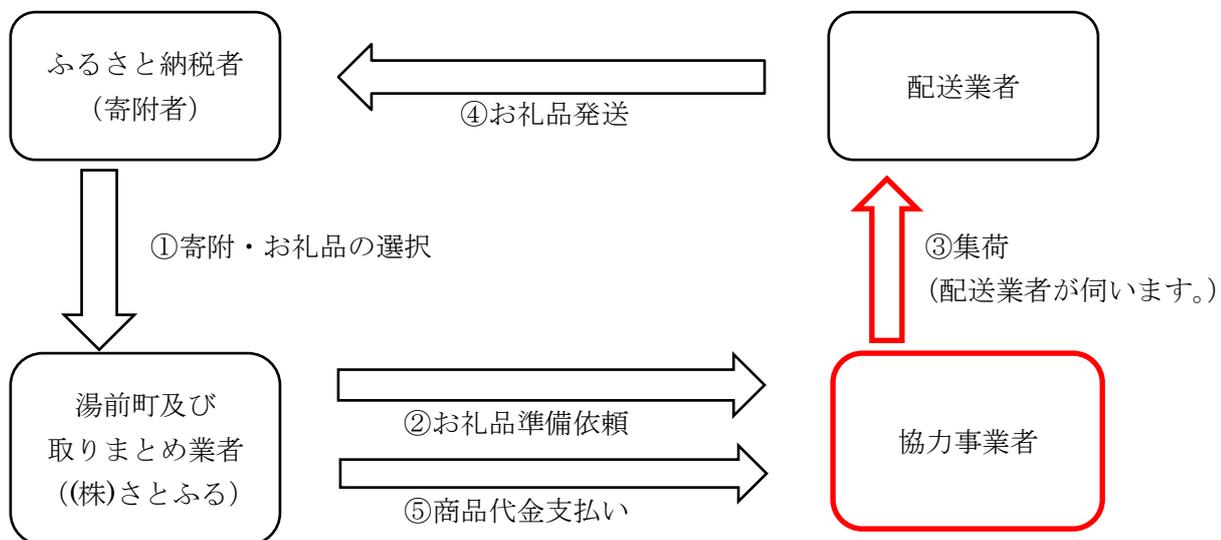
寄附金額	お礼品の価格
５千円以上	１，５００円以下（税・梱包代込み）
１万円以上	３，０００円以下（税・梱包代込み）
１万５千円以上	４，５００円以下（税・梱包代込み）
２万円以上	６，０００円以下（税・梱包代込み）
２万５千円以上	７，５００円以下（税・梱包代込み）
３万円以上	９，０００円以下（税・梱包代込み）
３万５千円以上	１０，５００円以下（税・梱包代込み）
４万円以上	１２，０００円以下（税・梱包代込み）
４万５千円以上	１３，５００円以下（税・梱包代込み）
５万円以上	１５，０００円以下（税・梱包代込み）

5万5千円以上	16,500円以下 (税・梱包代込み)
6万円以上	18,000円以下 (税・梱包代込み)
6万5千円以上	19,500円以下 (税・梱包代込み)
7万円以上	21,000円以下 (税・梱包代込み)
7万5千円以上	22,500円以下 (税・梱包代込み)
8万円以上	24,000円以下 (税・梱包代込み)
8万5千円以上	25,500円以下 (税・梱包代込み)
9万円以上	27,000円以下 (税・梱包代込み)
9万5千円以上	28,500円以下 (税・梱包代込み)
10万円以上	30,000円以下 (税・梱包代込み)
15万円以上	45,000円以下 (税・梱包代込み)

4 協力事業者のメリット

- (1) 町とふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) ふるさと納税パンフレット等においてお礼品の画像、商品名、事業者名を掲載します。
- (3) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

【事業イメージ】



5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ業者として指定しております。

【取りまとめ業者】

株式会社 さとふる

住 所：東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

TEL：03-6262-7415 FAX：03-6262-6146

6 申込期間

常時申込みを受け付けています。

7 申込み方法

「湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者応募用紙」（別記第1号様式）、納税証明書（別記第2号様式）、暴力団排除に関する誓約書（別記第3号様式）に、必要事項を記入のうえご提出ください。

【提出先】

湯前町企画観光課ふるさと納税係

住 所：球磨郡湯前町1989番地1

TEL：0966-43-4111 FAX：0966-43-3013

E-mail：furusatonouzei@yunomae.kumamoto.jp

8 協力事業者の選考方法

申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。

9 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、湯前町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者（株さとふる）へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。
また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

(別記第1号様式)

湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者応募用紙

令和 年 月 日

(宛先) 湯前町長

(申請者)

所在地

名称

代表者名

印

担当者名

電話番号

FAX

E-mail 【必須】

湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領に基づき、協力事業者として応募すると共に、以下の商品をお礼品として提案します。

商品の区分 ※いずれかの□にレ印を付けてください。	<input type="checkbox"/> 1,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 4,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 7,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 10,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 13,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 16,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 19,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 22,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 25,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 28,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 45,000円以内の商品	<input type="checkbox"/> 3,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 6,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 9,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 12,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 15,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 18,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 21,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 24,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 27,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 30,000円以内の商品
商品(セット)名	ふりがな	
商品の内容(内訳)		
商品の価格(梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。)	円	
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (月～ 月限定) <input type="checkbox"/> 個数限定 (個限定)	

商品（セット）の説明 ※アピールポイント等について記入してください。	
事業者情報	事業者ホームページ（有・無） HPアドレス（ ）
事業者業種・業務内容	

【添付資料】 お礼品が確認できる写真（電子データ可）、パンフレット等

※ 申請書はお礼品ごとに記入してください。

※ 二品目以降のお礼品の登録については、さとふるエントリーシートにて代用可能です。

(別記第1号様式)

(記入例)

湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者応募用紙

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 湯前町長

(申請者)

所在地 湯前町〇〇〇〇番地〇
名称 球磨ビール商店
代表者名 代表 球 磨 太 郎
担当者名 球 磨 一 郎
電話番号 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇
E-mail【必須】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領に基づき、協力事業者として応募すると共に、以下の商品をお礼品として提案します。

商品の区分 ※いずれかの□にレ印を付けてください。	<input type="checkbox"/> 1,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 4,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 7,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 10,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 13,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 16,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 19,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 22,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 25,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 28,500円以内の商品 <input type="checkbox"/> 45,000円以内の商品	<input checked="" type="checkbox"/> 3,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 6,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 9,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 12,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 15,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 18,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 21,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 24,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 27,000円以内の商品 <input type="checkbox"/> 30,000円以内の商品
商品(セット)名	ふりがな ゆのまえじびーる 6ぼんせつと 湯前地ビール 6本セット	
商品の内容(内訳)	■内容量 330ml×6本 ■原産地 / 原材料 日本 / 麦芽、ホップ ■賞味期限 約3ヶ月 ■配送方法 クール便(冷蔵)	
商品の価格(梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。)	2,800 円	
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (月 ~ 月 限定) <input checked="" type="checkbox"/> 個数限定 (200個限定)	

商品（セット）の説明 ※アピールポイント等について記入してください。	〇〇〇〇年〇〇〇〇地ビールコンクール金賞受賞 湯前の美味しい水で仕込んだプレミアムな逸品 ラベルは人気漫画家〇〇〇〇先生デザイン
事業者情報	事業者ホームページ（ <input checked="" type="radio"/> 有・無 <input type="radio"/> ） HPアドレス（ <input type="radio"/> 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 <input type="radio"/> ）
事業者業種・業務内容	地ビール製造業 地ビールの製造・販売

【添付資料】 返礼品が確認できる写真（電子データ可）、パンフレット等

※ 申請書は返礼品ごとに記入してください。

※ 二品目以降のお礼品の登録については、さとふるエントリーシートにて代用可能です。

(別記第2号様式)

納 税 証 明 書

住所 (所在地)

氏名 (事業所名)

(代表者名)

印

証明書の使用目的	湯前町ふるさと納税推進事業協力事業者応募用紙に添付
----------	---------------------------

令和 年 月 日現在、納期到来の町税の未納はありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

湯前町長

※この用紙は2通提出してください。(1通は税務町民課の控えとなります。)

(別記第3号様式)

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

湯前町長 長谷 和人 様

住所 (所在地)

氏名 (事業所名)

(代表者名)

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、熊本県警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を湯前町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 1(1)～(8)までに掲げるもの(以下「暴力団員等」という。)を、下請契約等の相手方にしません。
- 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、湯前町長に報告し、警察に通報します。